

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定において、平成15年10月21日付けで異議申立人から実施機関に提出された反論書の一部を対象文書として特定したことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年4月11日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成16年4月8日付け砂防第1号による審査請求に係る裁決について（通知）及び裁決書（以下「裁決書等」という。）に記述されている次の事実関係を証明する文書」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- ① 竹原市が道路管理上自動車交通不能としている事実（以下「本件事実」という。）
- ② 付近住民の要望によるとされた具体的な事実
- ③ 市道の通行禁止や通行制限を行っていない理由及び法的根拠を確認した事実
- ④ 道路管理者ではない広島県が当該市道は自動車等による家屋への進入を容認されていると判断することが違法でないことを示す文書等
- ⑤ 平成15年5月6日付け理由並びに審査請求書の2（6）「人命保護と危険防止対策のため橋を建設したいと思います」と明記した人命が危険であるという申請理由に対して、道路法（昭和27年法律第80号）や道路管理者の法的措置に従わなくても、また、申請人などの人命が危険であるという申請理由を踏まえてもなお審査庁である広島県知事が法令違反である自動車での通行を合法とする根拠が記載されている文書

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求で開示を求めている文書のうち、本件事実について、「平成15年10月21日付けで審査請求人から提出された反論書のうち、竹原市が道路管理上自動車交通不能としている事実が記載されている部分（同反論書の5頁及び別紙3）（以下「本件対象文書」という。）」を対象文書として特定の上、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、上記1の②から⑤までについて、不存在を理由とする行政文書不開示決定を行い、それぞれ平成16年4月26日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年6月13日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを

行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件対象文書以外に対象文書が存在するはずであるから、本件処分を取り消し、当該文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

道路法に基づく道路管理者である竹原市が、市道「峠郷線」の道路台帳上、自動車交通不能と厳格に管理している部分がある。当該「自動車交通不能」として示す事実を示す文書を実施機関に対して開示請求したところ、あろうことか審査請求人が作成した反論書の写しをそのまま(反論書を作成した審査請求人の印影を除く。)引用して開示した。

少なくとも、処分庁は、不許可処分に当たって、適用する法令を精査しているはずである。河川法(昭和39年法律第167号)が適用されない「普通河川に河川法を適用する」裁量権を乱用したり、道路法等の法令は無視し、法令ではない部内の「河川敷地占用許可準則」の一部(必要不可欠性の判断のみ)をもって、道路法等の法令違反行為である「高さが2m以上ある当該河川への転落という物理的な構造上の問題に起因して人命が危険な自動車での通行」を処分庁が強要した。また、審査庁は、裁決書の起案文書において、「自動車の転落危険は自転車・徒歩等で回避できる」と明記し、「運転技術が未熟な高齢者は歩け」と基本的な人権を無視する暴挙に出た。

理由説明書によれば、「3 処分の理由」の(3)の中で、「審査庁が、裁決に当たり職権によって証拠資料を収集するか否かは、審査庁の裁量であり、審理に当たって当然に行わなければならないものではない。(中略)審査庁が、当事者の主張以外に『自動車交通不能の事実』に関して職権により証拠資料を収集し、作成する特段の必要性は認められなかったものである。」と明記している。

このことは、処分庁が平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号による不許可処分を裁量権の濫用をもって強行した事実を擁護するため、実施機関が不当な開示決定等を行ったことを示す明白な証拠の一つである。

当該不許可処分の施行日に処分庁と面接した時点では、この「自動車交通不能の事実」を確認した上での不許可処分ではないことが明確に判明しており、処分庁は、担当職員の裁量権(気持ち)を濫用して、道路管理者から「自動車交通不能の事実」を把握することなく、当初から不許可処分とする方針を決定していたものである。

したがって、当該不許可処分よりも後の段階になって、道路管理者から「自動車交通不能の事実」を証拠資料として入手することを回避したことが、平成15年9月11日付けの聞き取り等報告書でも明記されている。処分庁・審査庁及び法

務グループによる協議の場において、「竹原市道路台帳（原本証明付き）を入手して、証拠書類として添付してはどうか。」という法務グループからの指摘に対し、処分庁はこれを拒んだものである。また、砂防室が作成した、平成16年4月30日付け「要求書について（回答）」の2に明記されたとおり、平成16年2月18日に処分庁の担当者（〇〇〇〇課長及び〇〇〇〇係長）のみを現場に同行させた上で行政不服審査法に基づく検証を実施しており、当該検証の結果を記録した文書等においても、「自動車交通不能の事実」などを記述していると思料される。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

行政不服審査法に基づく審査請求に当たって、審査庁は、審査請求人や処分庁から提出された書類や物件に基づき審理を行うほか、係争事実につき、当事者の主張が不十分な場合には、審査庁の判断により証拠資料を収集し、その採否を決定することができる。

したがって、審査庁が、裁決に当たり職権によって証拠資料を収集するか否かは、審査庁の裁量であり、審理に当たって当然に行わなければならないものではない。本件審査請求の審理においては、当事者の間に、当該道路に道路台帳上自動車交通不能とされている部分が存在することについて争いはなく、審査庁が、当事者の主張以外に「自動車交通不能の事実」に関して職権により証拠資料を収集し、作成する特段の必要性は認められなかったものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

実施機関によれば、東広島地域事務所長（以下「処分庁」という。）が平成15年7月7日付けで行った、異議申立人の関係者による砂防指定地内における制限行為の実施及び砂防設備の占用並びに普通河川等土木工事の許可申請に対する不許可処分を不服として、審査庁である実施機関（以下「審査庁」という。）に対し、当該関係者の代理人として異議申立人から審査請求（以下「本件審査請求」という。）が行われたということであった。

本件請求は、本件審査請求の裁決書等に記載されている本件事実の事実関係を証明する文書等の開示を求めたものである。

これに対し実施機関は、本件事実の事実関係を証明する文書について、審査請求人から審査庁に提出された反論書の一部と当該反論書の別紙の1枚を本件対象文書として特定し、その一部を不開示とする本件処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書のほかにも、実施機関自らが公務の必要性に基づき作成した文書が存在する旨を主張していることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

当審査会において本件処分時における行政不服審査法を確認したところ、同法第 25 条に「審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあったときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。」と規定されており、また、同法第 28 条には「審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。」と規定されていることからすると、実施機関の説明するとおり、審査庁は、審査請求人や処分庁から提出された書類や物件に基づき審理を行うほか、係争事実につき、当事者の主張が不十分な場合には、審査庁の判断により証拠資料を収集し、その採否を決定することができるものと考えられる。

また、当審査会において、本件審査請求の当事者から提出された審査請求書、弁明書等を見分したところ、異議申立人は審査請求書に「当該進入路には道路法に基づく道路管理者において、自動車交通不能と明記されているにもかかわらず、」と記載し、一方、処分庁は「本件市道の管理者である竹原市によれば、自動車交通不能の基準は、車道幅員 2 m 以下か通り抜け不可の場合が交通不能とされており、本件市道は、竹原市道路台帳では車道幅員 1.4 m、路肩 1 m とされているため、自動車交通不能とされている、とのことである。」と記載していた。

これらのことから、実施機関のいうように、審査請求人と処分庁の間で、本件審査請求で争点となっている箇所に本件事実が存在することについて争いはないものと認められ、審査庁が本件事実について職権により証拠資料を収集する必要性を認めなかったという実施機関の説明は不合理とはいえないし、平成 16 年 4 月 8 日付けの本件審査請求の裁決書にも、異議申立人が主張するような文書の存在をうかがわせるような記載は確認できなかった。

そうすると、本件事実に関して資料を収集、作成する必要性を認めなかったことから、作成又は取得していないという実施機関の説明は不自然ではない。

以上のことから、実施機関が、本件請求の対象文書として本件対象文書を特定し、本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 12. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
18. 1. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 1. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 2. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 4. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書を収受した。
19. 4. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 3. 30 (平成 28 年度第 12 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
29. 4. 25 (平成 29 年度第 1 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
29. 5. 30 (平成 29 年度第 2 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 （ 部 会 長 ）	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授